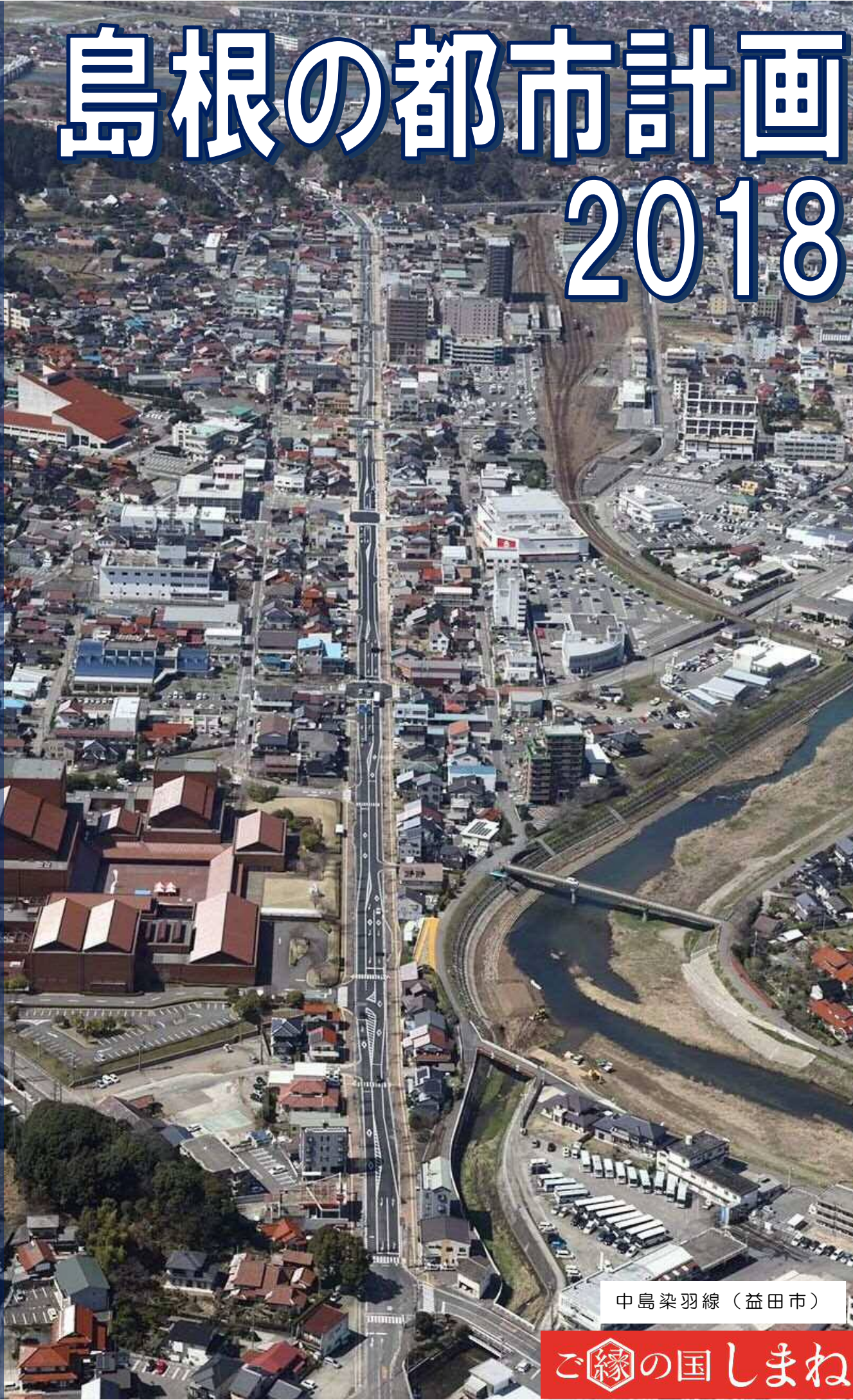


島根の都市計画 2018

CITY PLANNING IN SHIMANE 2018



中島染羽線（益田市）

ご縁の国しまね

はじめに

島根県は、人口減少が進むとともに、全国に先駆けて少子・超高齢化社会に突入しています。本県の人口は、現在約 68 万人ですが、このうち約 80%にあたる約 54 万人が都市計画区域内に居住していることから、本県が持続的に発展をし、県民が快適に暮らせる社会を築くためには、効率的な都市機能を維持することが不可欠です。

秩序ある都市整備を進めるため、都市計画法等の諸法令は社会の変化に応じて適宜改正及び制定されており、平成 26 年には都市再生特別措置法が改正され、居住や医療・福祉、公共交通等の様々な機能の立地の適正化を図るため、市町村が都市計画区域内において立地適正化計画を定めることができるようになりました。

今後のまちづくりでは、人口減少、超高齢化社会にふさわしいコンパクトな都市を目指す必要があります。各地方公共団体には、都市計画制度を有効活用し、地域にあったまちづくりをどのように進めていくかが今まで以上に問われており、都市計画の役割はますます大きくなるものと思われれます。

県では、今後とも、「活力あるしまね」の実現を目指し、地域の皆様の意見を伺うとともに、市・町と連携し、都市計画の策定、都市施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

本書は、現在の都市計画制度の概要や島根県の都市計画の現状をご紹介しますものですが、都市計画に携わる方々はもちろん広く一般の皆様にも都市計画行政に関する理解を深めていただくとともに、まちづくり等に活用して頂けることを願っております。

平成 30 年 4 月 島根県土木部

contents

| | | |
|--------|---------------|----|
| 第 1 章 | 都市計画の概要 | 1 |
| 第 2 章 | 土地利用 | 9 |
| 第 3 章 | 都市施設 | 16 |
| 第 4 章 | 市街地開発事業 | 26 |
| 第 5 章 | 地区計画 | 28 |
| 第 6 章 | 都市計画制限 | 30 |
| 第 7 章 | 景観 | 32 |
| 第 8 章 | 環境影響評価 | 34 |
| 第 9 章 | 都市計画に関する調査・計画 | 36 |
| 第 10 章 | 資料 | 38 |

表紙概要

平成 29 年に都市計画道路中島染羽線（益田市栄町～有明町）1,670m が完成しました。益田駅前地区市街地再開発事業や島根県芸術文化センター（グラントワ）の整備と連携し、中心市街地活性化を促進します。